

名勝洗足池公園保存活用連絡協議会運営要綱

令和4年3月3日3大図発第11507号教育長決定
改正 令和7年6月3日7大図発第10334号教育長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区付属機関の設置等に関する条例（令和7年条例第2号）第2条及び別表第2計画の策定等に係る付属機関の項の規定に基づき、名勝洗足池公園保存活用計画（以下「計画」という。）に沿って、洗足池公園の保存活用の施策等の検討をするために設置する名勝洗足池公園保存活用連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画を実現するために必要な事項の検討及び調整
- (2) 計画の見直し及び修正
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。ただし、関係地域団体においては、推薦を受けた者を委員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、やむを得ない理由により、委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説

明又は意見を求めることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員を退いた後においても、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

No.	区 分	所 属 等
1	学識経験者	文化財保存活用計画又は都市公園整備活用計画に関する知識経験を有する者
2	学識経験者	同 上
3	地権者	公益社団法人 洗足風致協会代表
4	地権者	星頂山妙福寺代表
5	地権者	千束八幡神社代表
6	関係地域団体	雪谷地区自治町会連合会代表
7	関係地域団体	千束地区自治町会連合会代表
8	関係地域団体	洗足池商店会代表
9	区職員	教育総務部長
10	区職員	都市基盤整備部長